

[Tweet](#)

令和5年6月30日
金融庁

[相談・手続・採用情報](#)[各種窓口のご案内](#)[金融サービス利用者相談室](#)[金融行政モニター](#)[情報公開等](#)[パブリックコメント](#)[申請・届出・照会](#)[入札公告等](#)[青報](#)[着情報配信サービス](#)[金融庁ソーシャルメディアアカウント](#)[関連リンク](#)[証券取引等監視委員会](#)[公認会計士・監査審査会](#)

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、令和5年4月10日（月曜）から令和5年5月12日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、3の個人及び団体より3件のコメントを頂きました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

主な改正等の内容は以下のとおりです。

内部統制基準・実施基準の改訂（令和5年4月7日付）により、内部統制報告書、訂正内部統制報告書及び内部監査報告書の記載事項が追加されたことに伴い、以下のとおり改正を行うもの。

- 前年度に開示すべき重要な不備を報告した場合には、内部統制報告書において、付記事項として、当該開示すべき重要な不備に対する是正状況を記載
- 事後的に内部統制の有効性の評価が訂正される際には、訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由等を記載
- 企業が内部統制報告書の内部統制の評価結果において内部統制は有効でない旨を記載している場合には、監査人はその旨を内部統制監査報告書において監査人の意見に含めて記載

具体的な改正の内容については、[別紙2・別紙3](#)を御参照ください。

2. 公布・施行日等

本件の内閣府令は、本日公布されており、ガイドラインと併せて、令和6年4月1日（月曜）から施行・適用されることとなります。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
企画市場局企業開示課（内線3665、5443）

【パブコメ結果】

(別紙1)  [「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」](#)

【内閣府令】

(別紙2)  [「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」](#)

【ガイドライン】

(別紙3)  [「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）の一部改正](#)

サイトマップ

金融
庁に
つい
て

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセス F S
A
(金融庁広報誌)

利用規約・免責事項/著作権

プライバシーポリシー

ウェブアクセシビリティ

アクセス

御意見・問い合わせ

各種情報検索サービス (EDINET等)

関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号: 03-3506-6000